

# テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリー C棟利用者募集要項

岐阜県（以下「県」という。）は、優秀なものづくり企業を育成し、地域経済の発展に資するため、優れた技術を有し、事業化または事業拡大を目指している中小企業を支援することを目的とし、以下のとおりテクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリーC棟の利用者を募集します。

なお、本施設については、令和6年4月1日施行の「テクノプラザものづくり支援センター条例」に基づき、公の施設として管理していく予定であることにご留意ください。

## 第1 施設の概要

### 1 名称

テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリーC棟

### 2 所在地

岐阜県各務原市テクノプラザ二丁目28番地

### 3 施設の仕様

種類	工場・事務所
面積	162.00m <sup>2</sup> （工場：108.00m <sup>2</sup> 、事務所：54.00m <sup>2</sup> ）
天井高	工場：5.8m、事務所：2.7m
シャッター開口	3m×3.5m、1基
床耐荷重	工場：2t/m <sup>2</sup> 、事務所：300kg/m <sup>2</sup>
ホイス装置	可
構造	鉄骨平屋
主要設備	給湯室、トイレ、エアコン（事務所のみ）
駐車場	専用：2台、共用：16台
建築年	平成18年3月

## 第2 募集の概要

### 1 利用条件等

#### (1) 利用期間

最長5年以内

- ・利用者が利用期間満了後、連続して利用を希望する場合、利用期間満了の1年前を目途に公募を実施します。なお、連続して利用する場合の利用期間は、最長2年以内となります。
- ・連続して利用できる回数は、3回（通算最長9年）とします。

(2) 利用料金（共益費含む）

月額140,940円（令和6年4月時点）

(3) 保証金

200,000円

※保証金は、令和6年4月1日以降、指定管理者が徴収する予定の金額となります。

(4) 費用負担

電気、電話、ガス、上下水道、ごみ処理、インターネット等は、利用者が事業者と個別に契約してください。

※下水道の利用にあたり、利用者は、下水処理施設管理者と「下水処理施設利用協定書」を締結する必要があります。

(5) 建物保険

利用者の責に帰すべき事由により、建物に損害を与えた場合、岐阜県に対し、賠償責任が発生するため、万が一の場合に備え、火災保険等に参加してください。

(6) その他

令和6年4月～9月末日までに利用を開始できることを条件とします。

## 2 資格要件

以下の（1）から（5）すべてに該当する者

(1) 法人格を有し、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第54号）第2条に定める中小企業者であり、「みなし大企業」でないこと

(2) 製品の開発、製造などの事業を行う者

(3) 以下の業種いずれかに該当する者

プラスチック製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他知事が認める業種

(4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、産業廃棄物、臭気、その他の環境を汚染しない事業であること。

(5) 次のいずれにも該当しない者であること

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）

③①②に掲げる者のほか、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条第2号から第7号までに掲げる者をいう。

### 第3 募集から決定までのスケジュール

募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細については、第4から第5までを参照してください。

募集期間	令和5年10月30日(月)から令和5年12月8日(金)まで
申込書類の受付	令和5年10月30日(月)から令和5年12月8日(金)まで
評価委員会による審査	令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで(予定)
利用者の決定	令和6年1月下旬(予定)
利用可能日	令和6年4月1日以降利用可能

※申込者がなかった場合や選定の結果該当する企業がなかった場合は、再度募集を行います。

### 第4 申込に係る事項

#### 1 申込手続

##### (1) 提出書類

- ・利用申込書、事業計画書、誓約書
- ・代表者履歴書
- ・決算報告書(直近3年分)
- ・会社案内等
- ・登記事項証明書
- ・その他

※利用申込書、事業計画書、誓約書様式は、以下からダウンロードできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/322252.html>

##### (2) 提出先

「第6 問い合わせ先」と同じ

##### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、令和5年12月8日(金)必着。

##### (4) 提出部数

正本1部、副本5部

#### 2 現地確認

- ・ご希望の方は「第6 問い合わせ先」までご連絡ください。
- ・受付期間 令和5年10月30日(月)から令和5年12月1日(金)まで

## 第5 利用者の選定方法

### 1 選定方法

入居企業評価委員会において申込書類（事業計画書、決算書類など）の内容と、ヒアリング（事業アピール、質疑応答）により総合的に評価して、入居者を選定します。

### 2 評価項目

- (1) 施設利用の必要性
- (2) 事業の優位性、発展性
- (3) 事業計画の実現性
- (4) その他

### 3 結果通知

入居企業評価委員会の後、申込者に書面で通知します。

### 4 利用承認及び利用料の請求

利用承認及び利用料の請求は、令和6年4月以降、次期指定管理者（指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日）が行います。

## 第6 問い合わせ先

岐阜県 商工労働部 産業デジタル推進課 IT拠点活用推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

TEL:058-272-1111（内線3724） FAX:058-278-3557

E-mail : c11356@pref.gifu.lg.jp